

令和6年4月22日

長野市七瀬住宅の家賃等の徴収誤りが 判明しましたのでお知らせします

1 概要

本市住宅課所管の七瀬住宅※は、条例において、使用期間が1か月に満たないときは日割計算とし100円未満を切捨てた額で徴収することとしています。入居・退去時で1か月に満たない家賃・駐車場使用料・共益費の徴収状況を確認したところ、令和4年度及び5年度徴収分について、次のとおり誤った方法により計算され、過大に徴収していたことが判明しました。

	正	誤
家賃	日割計算 (100円未満切捨て)	日割計算(円未満切捨て)
駐車場使用料		月割計算
共益費		月割計算 (退去時に返却分を未返却)

※七瀬住宅 本市に移住する方などを対象とした中堅所得者向けの住宅
令和4年2月から募集開始(それ以前は、土地区画整理事業の従前居住者用住宅)
鉄骨鉄筋コンクリート造11階建て、全50戸、(平成14年築)

2 原因

- 本市住宅課所管の七瀬住宅を除く市営住宅等は、条例において、入居・退去時で使用期間が1か月に満たない場合、家賃は日割計算で円未満切捨て、駐車場使用料は月割計算することとしており、七瀬住宅についても同様に適用してしまったため
- 七瀬住宅の家賃等の徴収を含む管理業務を委託している長野県住宅供給公社との連携不足から、徴収方法の説明や確認などが不十分であったため

3 過大徴収の内訳

(1) 家賃	38件	1,816円		
(2) 駐車場使用料	2件	4,700円		
(3) 共益費	2件	2,800円	合計	42件 9,316円

4 対応

過大に徴収した方には、内容についてご説明しお詫び申し上げるとともに、速やかに返還する手続きを進めています。

5 再発防止策

管理業務の委託先である長野県住宅供給公社との連携を密にして、家賃等の報告・確認を徹底してまいります。

建設部住宅課 (課長) 三浦 敦 (担当) 竹内 健一 小林 洋文

電話：026-224-7427 FAX：026-224-5066 E-mail：jutaku@city.nagano.lg.jp